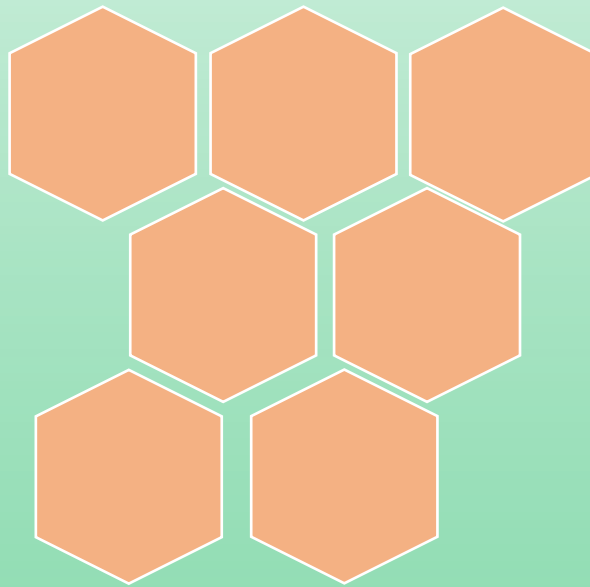


土木工事施工条件明示の 手引き (ver. 3.0)



令和 7 年 2 月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

目次

1. 手引き策定の背景	P. 1
2. 工事工程における協議等の流れ	P. 2
3. 手引きの構成	P. 3
4. 明示項目・明示事項(1)～(2)	P. 4～P. 5
5. 特記仕様書による条件明示の例(1)～(10)	P. 6～P. 15
6. (参考)施工条件確認シート	P. 16

1(1).手引き策定の背景

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

第6条（発注者の責務） 第5項

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

■「施工条件の明示」は発注者の責務であるが、工事によっては明示する条件の不足や不明

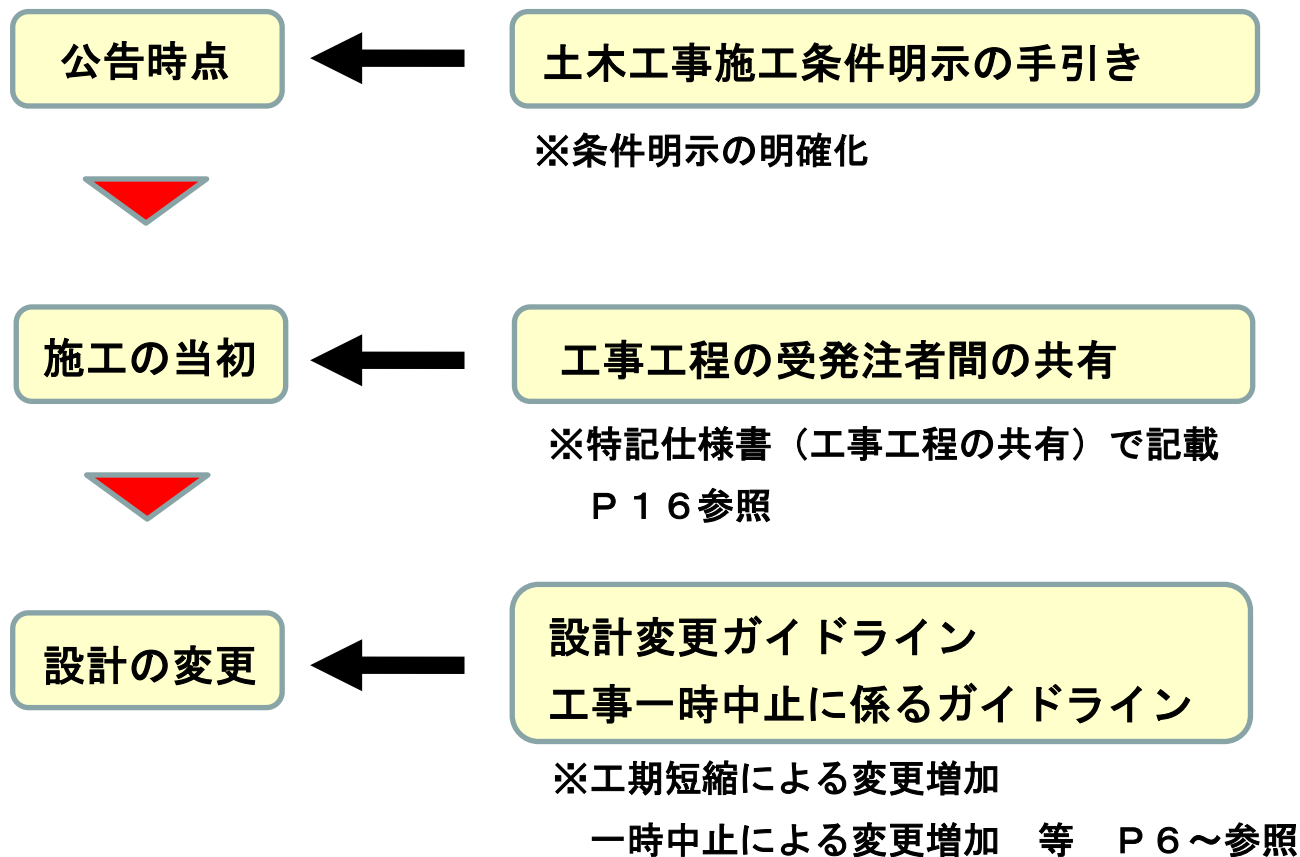
瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見の例

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない。
- 道路工事で、8時間の作業時間が確保できないのに明記されていない。 等

■ 適切な条件明示の徹底を図るため、
「土木工事施工条件明示の手引き」を作成

1(2).工事工程における協議等の流れ



※公告時点の条件明示を徹底し、契約時点の前提条件を明確化することにより、設計変更の円滑化を図る。

2. 手引きの構成

○以下を参考に条件明示を行うこととする。

3. 明示項目及び明示事項(P4～)

「条件明示について」（平成14年3月28日）国官技第369号

※設計図書に明示すべき項目・事項についてまとめている。

4. 特記仕様書による条件明示の例(P6～)

条件明示を行う場合の記載例をまとめているので、これを活用し条件明示事項を確認する。

本手引きの3. 及び4. はあくまで「例」である。

また、最低限必要な事項であり、すべてを網羅したものではない。

よって、土木工事は多種多様な条件下で施工するため、各々の工事特性に応じた条件を適宜追加して明記すること。

工事の施工は任意であるものが多いので可能な限り現場条件（地質、作業の制約、当初の施工方法等）を明示すること。

明示することにより、条件変更による変更契約が可能となる。

難しく考えずに、

- ・ 自分自身が施工する立場になった場合、施工計画を立てる時に知っておきたいことは何か？
- ・ 施工者に伝えておきたいことは何か？
- ・ 公告段階で完了していないことがあれば、それは何で、いつまでに完了する予定なのか？

という観点で条件明示をすればよい。

※当初発注時の条件明示の現場状況に相違がある場合や、条件が明示されていない事象があった場合は、工事監理連絡会や設計変更協議会で協議の上、必要に応じて特記仕様書の変更を追記するものとする。

3. 明示項目・明示事項(1)

明示項目	明示事項
積算関係	1. 施工箇所が点在する工事の積算 2. 適切な設計変更（見積を活用した設計変更対象工事） 3. 見積を活用した積算 4. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

3. 明示項目・明示事項(2)

明示項目	明示事項
工事用道路関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

4. 特記仕様書による条件明示の例(1)

第1章 総則

第0条 施工箇所が点在する工事の積算

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『〇〇地区(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地区(施工箇所〇〇)、□□地区(施工箇所〇〇)(以下、施工箇所という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
2. 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。
 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、施工箇所毎に設定する。
 一般管理費については、施工箇所毎に分けない通常の積算方法により算出するものとする。

第0条 適切な設計変更

1. 本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、以下のとおり、見積もりを活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。
2. 設計変更の対象とする直接工事費
 - ①ブロック工の不足する地域における間知ブロック工
 - ②河川維持工(伐木除根工)
 - ③砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
 - ④電源設備工(発電設備設置工、無停電設備設置工)
 - ⑤交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)
 - ⑥〇〇〇工
 なお、設計変更の対象とする直接工事費については直前に監督職員と協議するものとする。
 ただし、当初発注から見積もりを活用して積算している工種等は除く。なお、公共工事設計労務単価の変更は行わない。
3. 設計変更の対象とする間接工事費
 - ①遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
 - ②地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等による費用
 - ③運搬費・役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
 - ④安全費(交通集中が見られる地域等)
 設計変更の対象とする間接工事費については事前に監督職員と協議するものとする。
 上記①については「特記仕様書第0条 遠隔地からの建設機材調達に係る設計変更について」、②については「共通特記仕様書第0条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について」より設計変更を行う。
 上記③④については、当初契約締結後の単価合意時に受注者が見込んでいた費用と支出実績の差について、受注者の見積もりに基づき設計変更を行う。

第0条 見積もりを活用した積算(舗装)

1. 本工事は、交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる舗装工について、当初発注から見積もりを活用した積算を行う試行工事である。
2. 下記の工種については、見積もりを活用した積算を行う。
 - ・路面切削工(路面切削)
 - ・舗装打換え工(基層・中間層・表層)
 - ・切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)
 - ・オーバーレイ工(基層・中間層・表層)

第0条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

【当初発注時に資材状況等を想定できる場合】

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40	●●地区
土砂		〇〇地区
仮設材(鋼矢板)	IV型	△△地区
アスファルト合材		■■地区

4. 特記仕様書による条件明示の例(2)

第2章 施工条件

第〇条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者とが協議し契約変更の対象とする。

1) 工期

※余裕期間や着手期間、出水期等の施工不可能期間を明示することで、受注者に責がない着手の遅れについて、工期延期が可能となる。

【発注者指定方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで)

↑※工事の始期の前日を記載。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式－1により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から●●●日間

↑※発注者が指定する実工事期間を記載。

(但し、令和■■年■■月■■日(工事着手期限)までに工事を開始すること)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●●日間で工事を完了させること。

4. 特記仕様書による条件明示の例(3)

【フレックス方式の場合に記載】

・本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までaの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式-1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事完了期限を記載。

工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

【余裕期間を設定しない場合に記載】

- ・契約締結の翌日より令和○年○月○日まで
- ・余裕工期は見込んでいない。

【共通事項】

・工期には、施工に必要な実作業日数以外に2)～12)の事項を見込んでいる。

なお、工期内に見込まれた準備、後片付け日数や明示されている施工条件での施工が困難となる場合には、第●条「工事工程の共有」により監督職員との協議を行うものとする。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完成時期が決まっている場合は、当該条件を記載

(例)当該箇所は、●年●月●日に供用を予定している箇所である。

【出水期施工を行う場合に記載】

第○○条 工期

1.工期は、雨天、休日等○日間を見込み、契約の翌日から平成○年○○月○日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

2.本工事の工期は出水期間を含んでいる。

3.○○月○○日から○○月○○日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においては

この限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・浚渫工
- ・遮水対策(矢板)工
- ・○○工

※ 準備・後片付けのみの場合__箇所は記載しない内容

4. 特記仕様書による条件明示の例(4)

2) 工程関係

※現場の班編制や関係機関協議、関係工事工程等を条件明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・準備期間 ○○日間を見込んでいる。
- ・後片付け期間 ○○日間を見込んでいる。
- ・雨休率(実働工期日数と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数) ○. ○
うち休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇) ○日間見込んでいる。
- ・その他の作業不能日 ○日間見込んでいる。
- ・○○○エについては、○パーティーの施工で考えている。
- ・路上工事の縮減の為下記の期間においては、現道上で交通規制を伴う作業等は中止するものとする。

また、変更になった場合は監督職員より指示する。

- ①ゴールデンウィーク 令和○年○月○日(○)○○時～令和○年○月○日(○)○○時
- ②お盆 令和○年○月○日(○)○○時～令和○年○月○日(○)○○時
- ③年末年始 令和○年○月○日(○)○○時～令和○年○月○日(○)○○時
- ④年度末 令和○年○月○日(○)○○時～令和○年○月○日(○)○○時
- ⑤その他、渋滞が予想される祭りやイベント等 令和○年○月○日(○)○○時～令和○年○月○日(○)○○時

- ・本工事の○○○の作業については、夜間作業で計画している。現場条件等によりこれによりがたい場合は、別途協議すること。
- ・トンネル掘削作業は、1日当りの労働時間を8時間、2方(2交替)・週5日施工を標準とし、休日等(土・日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇)の作業不能日数を見込んでいる。
- ・本工事の主要な工種の施工時間帯は以下のとおりとし、その他の工種は通常の施工時間帯で予定している。
なお、施工時間帯を変更する場合は監督職員と協議するものとするが、受注者の都合による場合は契約変更の対象としない。

○○○エ : 昼間
△△△エ : 24時間
□□□エ : 夜間

- ・通常の施工時間帯で予定している。
- ・本工事の施工で、河川区域にかかる部分についての着手は、○年○月○日以降とし、○年○月○日までに原形復旧するものとする。但し、堤防開削の着手は○年○月○日以降とする。
- ・本工事区間に一部重複して○○○○工事を○年○月ごろ発注する予定であるので、相互の連絡調整等を密に行うこと。
- ・本工事区間と重複して○○○○○工事が施工中であり、完成予定は○年○月○日頃である。そのため、本工事の着手可能時期は、○年○月○頃を予定している。
- ・本工事の一部の区間(測点.○○～測点.○○)は、○○○○○工事が施工中であり、完成予定は○年○月○日頃を予定している。そのため、その区間の着手可能時期は、○年○月○日頃を予定している。
- ・下部工の一部については、現在施工中で、完成時期は下記を予定している。
A1橋台: ○年○月○日頃
P1橋脚: ○年○月○日頃
P2橋脚: ○年○月○日頃
A2橋台: 完成
- ・本工事の切土の残土については、○○○○○○○工事に運搬する計画であるが、搬出可能時期は、○年○月○日頃から○年○月○日頃を予定している。なお、運搬土量については、日あたり○○m3程度とする必要がある。
- ・本工事の盛土材については、○○○○○○○工事から運搬される土砂を利用する計画であるが、搬入可能時期は、○年○月○日頃から○年○月○日頃を予定している。なお、運搬土量は、日当たり○○/m3程度を予定している。
- ・本工事の○○○の区間については、後工事を予定しているため、○年○月○日までに引き渡しをするものとする。
- ・特別他の工事等の調整はないので、部分的に工期の設定はない。
- ・トンネル掘削作業には、時間帯による作業上の制約はないものとし、掘削には火薬の使用を予定しているが、時間帯の制約を受ける場合、又は火薬の使用ができない場合には別途協議する。

4. 特記仕様書による条件明示の例(6)

4) 用地関係

※用地の取得や借地条件について、条件明示をすることで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

特に、用地関係については、予定ではなく、発注時点での正確な情報(作業のための制約、施工方法等)を記載すること。

- ・本工事区間のうち参考図に示す一部の用地については、現在移転中であるが、〇年〇月〇日までに移転完了し、工事着手可能となる予定である。
- ・本工事区間のうち参考図に示す一部の用地については、〇年〇月〇日頃までに協議完了し、工事着手可能となる予定である。
- ・本工事区間のうち測点.〇〇からNo.測点の間は、農作物の収穫が終わる〇年〇月〇旬まで着工してはならない。
- ・本工事区間内のNo.〇〇からNo.〇〇の間については、現在〇〇森林管理署に使用許可を申請中であり、〇年〇月〇旬から使用できる予定である。
- ・本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、〇年〇月〇日以降を予定している。
- ・参考図に示す作業ヤードの借地は完了しており、本工事完了まで借地する予定である。その他の借地は予定していない。
- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。
- ・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- ・本工事における〇〇の製作にあたっては、仮設ヤードとして下記を考えているが、諸条件によりこれにより難しい場合は、別途協議する。
 - (1)場 所 : 〇〇市〇〇町〇〇地先
 - (2)期 間 : 令和〇年〇月〇日
 - (3)復旧条件 : 原形復旧を行うものとする
- ・工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・本工事における借地は予定していない。

5) 公害関係

※公害、水質、事業損失による条件明示をすることで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・排出ガス等)については、特段考慮していない。
- ・水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- ・事業損失に係わる事前調査は、〇年〇月〇日までに完了する予定である。
- ・事業損失に係わる事前調査等は考えていない。
- ・本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工にあたっては、低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械・設備を使用するものとする。
 - 〇〇〇工及び〇〇〇工
- ・仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式可変超高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブロハンマによる引抜きを見込んでいる。なお、現地の状況(土質、地質、周辺環境等)により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- ・本工事における〇〇工については、〇〇による水替えを〇〇日間(常時・作業時)を考えているが、これにより難しい場合は、別途協議する。
- ・本工事で発生する泥水については、〇〇工法により濁水処理を行うものとし、処理後の排出水の基準値は、PH〇〇～〇〇、SS〇〇以下とする。
- ・工事施工に伴う騒音・振動・地下水の枯渇・電波障害等により近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがあるので、別添図面に示す範囲の〇〇戸について事前調査を行うものとし、調査方法は監督職員と協議するものとする。なお、調査戸数を変更する必要がある場合は別途協議する。

4. 特記仕様書による条件明示の例(7)

6) 安全対策関係

※安全対策について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。特に、施工上の制約については、正確に当初発注時の前提を記載すること。

・本工事における交通誘導警備員は、〇〇〇〇に〇名(参考図のとおり)配置を考えているが、地元、警察等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。

交通誘導警備員Aとは、「警備員等の検定等に関する規則第1条第4号」に規定する1級又は2級検定合格警備員

交通誘導警備員Bとは、以下のア)又はイ)の条件を満たす者

ア) 交通誘導警備員A以外の1級又は2級検定合格警備員

イ) 監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者

作業区分	交通誘導警備員の区分	延べ人数	備考
夜間作業	交通誘導警備員 A	50人	
夜間作業	交通誘導警備員 B	150人	
昼間作業	交通誘導警備員 A	10人	
昼間作業	交通誘導警備員 B	40人	

・本工事施工のために使用する〇〇仮道中間点付近の学童用通路横断箇所には、朝の通学時間帯1時間は交通誘導員を配置するものとする。

・本工事においては、警察等との事前協議の結果、交通安全施設として〇〇〇〇を考えている。

・本工事のうちNo.〇〇～No.〇〇間の切り土作業で発破作業を行う場合は、別図に示す範囲に防護柵を設けると共に、〇〇名の保安要員を配置するものとし、作業時間は休日を除く午前〇〇時から午後〇〇時までの間とする。

・換気方式、換気量については、〇〇式で〇〇m³/分の換気量を見込んでいるが、現地条件等によりこれにより難しい場合は、別途協議する。

・公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)等からの施工上の制約はない。

・有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

7) 工事用道路関係

※工事用道路や運搬経路について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

・本工事の進入路については、〇〇〇〇からの進入で考えているが、現在、〇〇〇〇〇〇工事が施工中であり、完成予定は〇年〇月〇日頃を予定している。

・〇〇(地元、警察等)との協議の結果、土砂の運搬ルートについては、県道(市道)〇〇〇〇〇〇(もしくは参考図に示すルート)とし、それ以外のルートの通行は不可である。

・〇道〇〇号線は、〇〇市と協議の結果〇t以上の工事車両の通行はしてはならない。

・〇〇道〇〇線の〇〇地区は、日曜・祭日の工事作業車の運行は行わないものとする。

・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、別添図面に示す区間については、粉塵防止のために〇回/日程度の散水を行うとともに路面維持に努めるものとする。

・本工事で使用する在来の仮設橋梁(〇〇橋)の設計条件は「〇活荷重」であるため、設計条件以上の工事用車両等は通行してはならない。

・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者や地元住民等からの制限は受けていない。

4. 特記仕様書による条件明示の例(8)

8) 仮設備関係

※仮設備については、任意施工が多いが、当初発注時の条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・本工事で設置した仮設備については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。
- ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇床版工事(平成〇年〇月発注予定)及び塗装工事(平成〇年〇月発注予定)に使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。
- ・本工事(床版工事)は、〇〇架設工事において設置した足場を使用するが、引き続き発注される〇〇塗装工事(平成〇年〇月発注予定)にも使用する予定であるので、工事完了後も存置するものとする。
- ・本工事施工のために設置する〇〇(例えば、仮橋等)は工事終了後も存置するものとする。

9) 建設副産物関係

※建設副産物について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

・本工事により発生する建設発生土は、下記(〇〇工事)へ運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。
なお、受入れ地での整形処理を含む。 ※整形処理の要否を記載。

- (1) 受入工事 : 〇〇〇工事
- (2) 受入場所 : 〇〇市〇〇町大字〇〇地先
- (3) 受入時期 : 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- (4) 受入時間帯 : 午前〇:〇〇～午後〇:〇〇(日曜・祝祭日を除く)
- (5) 受入土質 : 〇〇質土
- (6) 受入土量 : 〇〇〇m³
- (7) 運搬距離 : 〇〇〇km(片道)

・本工事で発生する建設副産物のうち、〇〇〇については、必要な規格寸法に小割りした後、〇〇工へ再利用するものとする。

・本工事により発生するコンクリート塊及びアスファルト塊は、下記の再資源化施設へ運搬するものとするが、これにより難い場合は別途協議する。

- (1) 受入場所 : 〇〇市〇〇町大字〇〇地先
施設名称〇〇〇
- (2) 受入時間帯 : 午前〇:〇〇～午後〇:〇〇
(日曜・祝祭日を除く)
- (3) 受入寸法 : 〇〇cm以下
- (4) 運搬距離

・本工事により発生する建設廃棄物のうち、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。ただし、北九州市に所在する最終処分場への搬入については課税とならない。

・本工事により発生する建設廃棄物のうち、熊本県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。

・建設発生土及び建設副産物は今回発生しない。

10) 工事支障物件等

※工事支障物件等について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

・本工事区域の一部について、地下埋設物調査(または埋蔵文化財発掘調査)の必要があるので、(または調査中であり)〇〇〇の〇〇〇工については調査終了後に施工するものとする。

なお、施工が可能な時期は〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、地下埋設物として〇〇〇(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間のうちNo.〇〇からNo.〇〇の間については、電柱(NTT、九電、〇〇)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は〇年〇月〇日頃の予定である。

・本工事区間において、現在〇〇が〇〇の占用物件埋設工事を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで行う予定であるので、工事施工にあたっては〇〇と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。

・工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

・地下埋設物件等の事故防止対策については、別添「地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書」によるものとする。

4. 特記仕様書による条件明示の例(9)

11)薬液注入関係

※薬液注入関係について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・薬液注入工法の施工予定は無い。
- ・本工事で施工する薬液注入工については、下記のとおりであるが、諸条件等によりこれにより難しい場合は、別途協議する。

- (1)工法区分 : ○○工法
- (2)注入材料 : ○○型○○系
- (3)改良範囲 : 対象土量○○m3(○質土)
- (4)削 孔 : 約○m間隔、延べ○○m
- (5)注 入 量 : ○○ℓ
- (6)注 入 率 : 1次(○○%)、2次(○○%)合計○○%

なお、注入材の配合等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

- ・本工事で施工する薬液注入工にあたっては、周辺環境に影響を及ぼすことの無いよう、土質、地下埋設物、地下水等の事前調査を行わなければならない。

12)河川環境の整備と保全する工事の実施

※河川環境の整備と保全する工事の実施について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・受注者は、施工要領図に示された環境の整備と保全事項について十分理解した上で、具体的な施工方法を施工計画書に記載し、監督職員の確認を受けなければならない。
- ・施工図面のうち「施工要領図」については、川づくりの意図と設計・施工の考えだけを示したものであり、寸法は基本寸法のみ示している。寸法表示のない部分については、現地条件に順応した施工ができるので、多自然川づくりの趣旨及び設計の考え方を良く理解したうえで、現地条件に合った具体的な施工方法、細部の寸法、使用材料等を提案し、より良い川づくりが実現するよう努めなければならない。
- ・受注者は、施工要領図に表示されていない寸法・形状等については、前項の趣旨を踏まえて、工事着手前を含めて随時、調査職員と協議を行い、決定するものとする。また、必要に応じて協議のための補足図面を作成するものとする。
- ・河川環境の整備と保全のため、工事監理連絡会で環境への配慮事項、施工要領図、河川環境管理シートの内容について確認するものとする。

13)その他

※その他について、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

- ・○○○○○については、現地取り合いや地元協議等により設計変更が生じる場合がある。その場合は、工期(修正設計の期間)も含め、変更契約の対象とする。
- ・本工事における工事用資機材の保管(または仮置き)場所としては、下記のとおりとするが、これにより難しい場合は別途協議する。

- (1)場所 : ○○市○○町○○地先
- (2)期間 : 平成○年○月○日～平成○年○月○日

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。

現場発生品名	引渡場所

- ・本工事において再利用できない鋼製の発生品が生じた場合は、スクラップとしての価値の有無を監督職員と協議し、価値のある場合は現場発生品とし、価値のない場合は本工事にて処分するものとする。なお、この場合は契約変更の対象とする。
- ・本工事における支給品は、下記のとおりとする。

支給品名	規格	単位	数量	支給場所

4. 特記仕様書による条件明示の例(11)

・公害関係

- ①水路の切り回しについては当初数量を見込んでいないが、施工方法等について切り回しが必要となった場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。
- ②水替、汚濁防止フェンスは計上していないが、現場状況により必要な場合は、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

・現場打ちから二次製品への変更

二次製品の活用については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・地下埋設物件等の試掘費用

試掘調査費については、現場条件等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が実態と乖離する場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・工事工程

本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

・関係機関協議

- ①関係機関等との協議はすべて完了しているが、着手前に関係者へ詳細な説明等を実施すること。
なお、新たに疑義が発生し変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議すること。
- ②他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていないが、地元協議等により新たな事項が発生した場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ③施工範囲周辺は、耕作が行われているため、事前に土地改良区等に説明及び調整を行うこと。

・工事支障物件等

本工事区間において、用地買収後に残存する施設等及び工事着手後、新たに確認された埋設物等があった場合においては、その撤去について監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・工事進入路の制限

本工事内容の工事進入路はA工事でも利用することを予定しており、令和7年〇月末までに完了予定。

※複数数工事がある場合は双方の工事に記載が必要(2工事で整合を図る)

14) 国債発注の道路維持工事等の部分引き渡し

※国債発注の道路維持工事等の部分引き渡しについて、条件を明示することで、工期延期や変更契約増工等が可能となる。

1. 本工事については、工事完成前に工事請負契約書第39条による、部分引き渡しを予定している。
2. 部分引き渡しを受ける範囲は特に指定する場合を除き、令和〇年度施工分とし、その具体的な指定部分については、別途協議するものとする。

第 条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

5. (参考) 施工条件確認シート

令和〇年〇月〇日

施工条件確認シート (Ver R3.11)

※発注してすぐの『一時中止』を極力招かないために！

事務所名						
予算区分						
事業名(箇所名)						
工事件名						
工事費						
工事施工場所		地内～地内				
事業展開		(開通別途:)				
「事業展開」上の発注予定時期		令和 年 月				
予定工期		令和 年 月～令和 年 月				
事業費(単費・国債)セット額(百万円)		RO	RO	RO	RO	合計
入契予定	技術審査会(1回)予定	令和 年 月 日				
	公告予定日	令和 年 月 日				
	入札予定日	令和 年 月 日				
	主体工程着手予定時期	令和 年 月中旬				

所長

副所長

発注担当課長

用地課長

主任監督員

契約までに調整を完了すべき要件の進捗状況						完了確認日(工事課記載)	
番号	項目	現在までの進捗状況				入札までの到達度合(完了見込み時期)	
①	用地取得状況(借地合)	発注する区間の用地図(取得状況が確認できるもの)を必ず提出					
②	支障物件等移設状況(NTT・九電・水道・埋文等)	協議先	協議内容	協議期間	相手側も移設完了時期を了解か		
③	関係機関協議状況(警察・自治体等) [道路、河川、鉄道、気象庁、土壌汚染対策法面出(第4条1項)、危険箇所、危険区域、砂防指定区域等に留意] ※幹線道路通行止め協議は、相手役職(課長級か?)を記載すること	協議先 ※相手役職	協議内容	協議期間	相手側も協議完了時期を了解か		
④	環境(生物・景観・歴史文化等)への配慮状況						
⑤	本工事地元説明会実施状況(住民・漁協等)	説明会開催日		平成 年 月 日			
⑥	事業損失調査の実施状況						
⑦	進入(工事用)道路の進捗状況						
⑧	前工事	問題点の有無					
		進捗状況					
⑨	他事業の進捗状況(関連工事)						
その他	工事工期の設定(厳しい状況か?)						
	現場における注意事項(地質、地盤、施工上の留意)						
	新技術活用の有無	有・無					
	掘削土の搬出先						
	地質調査状況(下部工工事のみ)	図面で位置・深さを確認					

◇入札日まで完了していない項目がある場合は、その項目について定期的(毎月末)に、進捗状況と達成見込み時期について技術副所長へ報告してください。

【本官工事の場合】

◇この「施工条件確認シート」は、当該工事の第1回技術審査会時に、工事概要と一緒に現場条件について説明します。

◇また、技術審査会時点で完了していない項目がある場合は、『入札日』に、再度、「施工条件確認シート」に記載の進捗状況を道路工事課担当補佐より確認します。【担当課として進捗状況を共有したいと考えています。】

◇更に、入札日まで完了していない項目がある場合は、その項目について定期的(毎月末)に、進捗状況と達成見込み時期について道路工事課担当補佐へ報告してください。